

令和 5 年 10 月 31 日

各位

日本貸金業協会
会長 倉中 伸

**「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について**

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を、下記に伴い一部改正しましたのでご案内いたします。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」は本日から施行します。

記

当協会では、インターネット広告に関する規定の明確化等の観点から、「広告審査に係る審査基準」について見直しを行い、新たに「貸金業者の広告に関する細則」を策定しました。

また、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」について、文意の明確化や判読化を図ることを目的とした改正を行います。

以上

※ 改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

[【定款・定款諸規則等】自主規制基本規則 | 日本貸金業協会 \(j-fsa.or.jp\)](#)

[【定款・定款諸規則等】業務規程・協会運営規則 | 日本貸金業協会 \(j-fsa.or.jp\)](#)

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 篠原・宮川・林
電話 03-5739-3014
電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp